

災害時における消防用水の確保に関する協定書

甲 枚方寝屋川消防組合

乙 大阪広域生コンクリート協同組合

災害時における消防用水の確保に関する協定書

枚方寝屋川消防組合（以下「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、地域において大規模災害（火災等）による災害（以下「災害」という。）が発生した場合における消防用水の輸送及び貯水槽、防火水槽への充水作業（以下「水利確保」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、枚方市内及び寝屋川市内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に行う水利確保の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時において、コンクリートミキサー車を使用した水利確保の応援が必要と認めるときは、乙に対して水利確保の供給要請を行うことができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、甲が乙に対して行う。

2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項について電話等により要請し、事後、書面等を提出するものとする。

- （1）災害時の状況及び水利確保を要する理由
- （2）必要とする水量
- （3）必要とする日時及び場所
- （4）長期にわたる場合はその期間と活動の計画
- （5）その他必要な事項

3 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに活動を実施するものとする。また、甲による要請は、乙に活動その他の義務を発生させるものではない。

(応援)

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、通常業務に優先して指定された場所に出動し、水利確保を実施するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、関係行政機関等と連携して、作業に従事するものとする。

(報告)

第5条 乙は甲から第2条の規定による要請を受け、前条の応援を行ったときは、活動場所、活動内容、必要とした人員、資機材等について文書又は電話連絡をもって甲に報告するものとする。

(現場指揮及び安全管理)

第6条 乙は災害現場到着時から引き揚げるまでの間、甲の現場最高責任者の指揮の下で作業に従事し、安全管理に努めるものとする。

(危険回避)

第7条 乙から連絡を受けたその組合員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合、その危険を回避することができる。

(活動の終了)

第8条 この協定による活動の終了は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が、要請した支援活動の終了を告げたとき
- (2) 乙から申し入れがあったとき

(活動終了後の連絡)

第9条 乙は、活動終了後、速やかに次の事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 使用機材等 (人員・機材等)
- (2) 活動時間
- (3) 活動内容

(4) その他必要な事項

(訓練)

第10条 甲が定期又は随時に実施する訓練に、乙も可能な限り参加するものとする。

(費用負担)

第11条 乙がこの協定に基づく水利確保に要した費用については、原則無償とする。
ただし、活動に該当しない、乙が負担すべきか判断し難い費用については、その都度甲、乙で協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、災害時に備えた訓練について、甲から依頼があった場合には、協力するものとする。この場合において、当該訓練に要した経費は、その都度甲、乙で協議のうえ決定するものとする。

(第三者への損害)

第12条 活動中に甲の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、甲がその損害を賠償し、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙がその損害を賠償する。

(災害補償等)

第13条 第2条の規定に基づき活動に従事した者が、その活動のために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、甲が地方公務員災害補償法又は消防団員等公務災害補償制度の定めるところに準じて、その損害を補償するものとする。

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第14条 乙は、前条の規定に基づき甲が損害補償を負担することとなる事案が発生したときは速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は協力において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。協定の解除後も同様とする。

(疑義の措置)

第16条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

(有効期限)

第17条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1か月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

令和4年8月30日

甲 枚方市新町1丁目7番11号

枚方寝屋川消防組合

消防長 藤中 明広

乙 大阪市中央区瓦町2丁目4番7号

大阪広域生コンクリート協同組合

理事長 木村 貴洋